

神戸市骨髓等移植ドナー支援助成金交付要綱

令和3年4月1日 市長決定

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下、「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業。以下、「骨髓バンク事業」という。）において、骨髓又は末梢血幹細胞（以下、「骨髓等」という。）を提供した者（以下、「ドナー」という。）に対する助成金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 助成金交付の対象者は、次の掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) ドナーとなった者
- (2) 骨髓等の提供を行った日が令和3年4月1日以降であり、かつ、骨髓等を提供した日に神戸市内に住所を有する者
- (3) 助成金の交付を申請した日に兵庫県内に住所を有する者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる骨髓等の提供に係る通院、入院又は面談の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を限度とする。ただし、骨髓等の採取のために行なった手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための日数は対象外とする。

- (1) 健康診断等
- (2) 自己血保存のための採血
- (3) 骨髓等の採取
- (4) その他日本骨髓バンクが必要と認めるもの

(交付申請)

第4条 申請者は、補助金規則第5条第3項に基づき助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、骨髓等を提供した日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市骨髓等移植ドナー支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を行なったことを証する書類
- (3) 骨髓等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金規則第6条による助成金の交付決定を行うときは、速やかに内容の審査を行い、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

(1) 神戸市骨髓等移植ドナー支援助成金交付決定通知書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 神戸市骨髓等移植ドナー支援助成金不交付決定通知書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第6条 市長は、補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を神戸市骨髓等移植ドナー支援助成金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。